

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国税庁
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	7 国税徴収法施行令第34条の改正について		
提案市	千曲市		
提案要旨	国税徴収法施行令第34条に規定されている給与の差押禁止額の10万円に加算される親族の数を「生計を一にする者」ではなく、「所得税法上の扶養親族」等へ改正を要望する。		
提案理由	地方税の滞納処分は国税の例によるものとされており、現行法令は、家主の収入で生計を維持している（いわゆる大黒柱）古風な家庭を想定している。しかし、現代社会は、家族の中で複数の人間が収入を得て生計を維持していることが多い。月額4万5千円以上収入を得ている家族の人数×4万5千円が差押禁止額として加算され、差押ができないというのは、公平な徴収の観点から外れているため、改正が必要である。		
現況及び課題等	例えば、納税義務者（滞納者A）の給与月額が20万円、配偶者と子どもがそれぞれ月額15万円の給与収入を得ている場合、世帯の月間収入が50万円あるにも関わらず、差押可能額が出ない。対して、納税義務者（滞納者B）の給与月額が30万円で配偶者と子どもが無収入、世帯の収入が30万円の世帯では、滞納者Bの給与から10万円程度の差押えが可能になる。世帯収入が多いAの差押が可能とならず、世帯収入の少ないBの差押が執行されるといふ不公平が生じている。		
関係法令	国税徴収法施行令第34条		